

令和 5 年 6 月 28 日

教員・医師組合皆様

いつもお世話になっております。

先日皆様にはご連絡しておりましたが、本年 4 月より組合執行部が変わり、教員・医師組合活動を継続しております。現在議論的となっております医師の働き方改革に向けた本学の教員・医師を取り巻く労働環境について中心的な取り組みになると思っております。

組合組織の存在を知っていただくことも必要と考え、これまでは新入職の教員・医師に限定的にお誘いしておりました組合加入を、既存の教員・医師に拡大した案内を開始しました。一部の組合員の方には入会済みであるにもかかわらず重複したご案内となっているかもしれませんが、組合側には組合員候補となります全教員・医師を網羅した名簿等の情報は与えられませんので、組合事務さまのご協力のもと手作業となっております申し訳ございません。組合員の皆様にも引き続き周囲の方々にお声がけくださいますと助かります。

さて、この度の組合加入案内に際しまして同時に意見収集を行いましたところ、ご意見を頂戴しましたので一部共有しておきたいと思えます。

Q この 4 月から勤務時間が 1 日の兼業日がある医師にとっては、8：30～18：40と変更されました。昨年までは普通に 8：30～16：50 でありましたが、働き方改革に逆行するような通常勤務時間の延長が決定され、同じ時間、働いても時間外労働分の給料が減らされているだけと感じます。このような納得のいかない規定変更に対し、医師組合はどう対応しているのでしょうか？

A 「勤務時間が 1 日の外勤日がある医師にとっては、8：30～18：40と変更された件」をはじめとする様々な医師労働環境の改変に対し猛烈に抗議を行っている最中です。十分な周知が行き届いていないものの、実際にはこれまでどおりで 16：50 の退勤は早退ではなく通常終業の目標時間であるような説明を受けています。16：50 から 18：40 は（暫定的）調整手当の対象となり、従来は（基本）x（時間）x1.25 であった部分が x1.00 と減額にはなっています。18：40 を超過した勤務に対して時間外勤務の申請を行うことで x1.25 の手当が支給されます。これまでも調整手当も x1.25 であるべきとの意見が多く寄せられております。

これらの勤務体制の変更点については広く周知いただくよう要望しております。

説明不足から招いた「意味もなく毎日 18:40 をダラダラ待っている」現状も指摘し、周知及び改善を要望している最中です。

Q 調整手当はどのように支給されていますか？

A 4月改定後に暫定的に実施されている調整手当は、16:50以降18:40まで（基本）x1.00が打刻までの時間に対して自動的に支給されています。5月の給与で4月分の時間外が入金されていたかと思いますが、内訳・その他の中に、1.00が何時間、1.25が何時間とか記載があり、1.00が調整手当のようです。（6月はシステム不具合とのことで後日振り込みと先日メールがあったと思います）

Q 月800円の組合の会費はどのように使われているのでしょうか？

A 予算の執行状況他、活動に関しましては組合ホームページの最新の総会資料がまとまっております。

http://ompu-union.sakura.ne.jp/general_meeting.html

会費は組合運営の事務作業にかかわる人件費ほか諸経費となりますが、本学の教員・医師組合は関西私大教連という上部組織に所属しており、そこに対する上納金が大半を占めます。日々恩恵のある仕組みではございませんが、他学での現状など情報収集・意見交換を行い、また本学で発生しました案件の相談など心強い組織ですので、関係性は保っていく必要があると考えております。

Q 組合の存在があまり知られていませんが？誰でも相談できるのでしょうか？

A これまで新入職の際のみに加入の案内を行ってきましたが、今後は継続的かつ定期的に組合加入の案内を送付することで組合の存在を認識いただき、組合活動へのご協力をお願いするとともに、活動内容の共有なども行っていきたいと考えています。また全体へのアンケートなど取り入れていきたい試みもごございますので、引き続きご支援のほどよろしくお願いたします。

また未加入者の教員・医師職員の皆様からのご意見も活動に反映してまいりたいと考えておりますので、事務局へのメールやお近くの執行役員へのご相談、また研究棟1階設置のご意見箱などご活用ください。

些細なことでも構いません。教員・医師職員皆様からのご意見が大学を良い方向に導きます。

教員・医師組合執行役員一同